

船橋市条例第26号

船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第56号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の例による。

（指定の対象となる特別養護老人ホームの入所定員）

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（指定に係る申請者の資格）

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するものに限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第5条 法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（記録の整備）

第6条 前条の規定によりその例によることとされる省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2

項、第156条第2項（省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（非常災害対策）

第7条 第5条の規定によりその例によることとされる省令第32条第1項（省令第37条の3、第40条の16、第61条、第129条、第157条及び第169条において準用する場合を含む。）及び第82条の2第1項（省令第108条及び第182条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

（指定地域密着型特定施設の設備）

第8条 指定地域密着型特定施設の介護居室及び一時介護室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における入浴等）

第9条 第5条の規定によりその例によることとされる省令第163条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

（他の市町村長の指定を受けた事業者等に関する特例）

第10条 他の市町村に存する事業所において行う地域密着型サービス事業について当該市町村長の指定を受けている指定地域密着型サービス事業者及び当該事業所は、当該指定に係る地域密着型サービス事業についてこの条例の相当規定に規定する基準等を満たすものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。